

議員提出議案第3号

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年(2022年)3月28日

提出者	八王子市議会議員	八木下輝一
賛成者	八王子市議会議員	西室真希
	同	岸田功典
	同	冨永純子
	同	若林修
	同	木田彩
	同	西本和也
	同	梶原幸子
	同	鈴木基司
	同	石井宏和
	同	日下部広志
	同	小林裕恵

八王子市議会議長

吉本孝良 殿

別紙 1

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例

八王子市議会委員会条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 厚生委員会 10人</p> <p>福祉部、<u>健康医療部</u>及び子ども家庭部に関する事項</p> <p>(3)～(4) （略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 厚生委員会 10人</p> <p>福祉部、<u>医療保険部</u>、<u>健康部</u>及び子ども家庭部に関する事項</p> <p>(3)～(4) （略）</p>

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

## 別紙2

### 提案理由

令和4年度（2022年）8月から施行する市組織の再編（改正）に伴う「八王子市組織条例」の一部改正（令和4年第1回市議会定例会上程）を受け、これに併せ「八王子市議会委員会条例」第2条第2項第2号の一部所管部名を変更、削除する「八王子市議会委員会条例」の一部の改正を提案する。